

## 第50号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、本市福祉医療費の助成対象者の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「及び同法附則第5条の4第6項」を「並びに同法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、本市福祉医療費の助成対象者の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

医療費の助成を受けることができる者のうち、次の対象者については、市町村民税所得割の額（寄附金税額控除及び平成19年4月施行の住宅借入金等特別税額控除の規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算した額）が、235,000円未満であることを助成の要件としているが、平成22年1月施行の住宅借入金等特別税額控除の規定による控除をされるべき金額がある場合においても、当該金額を加算した額が、235,000円未満であることを助成の要件とする。

- (1) 幼児保護者（1歳児から2歳児までの保護者）若しくは幼児等保護者（3歳児から小学校3年生までの保護者）又は幼児若しくは幼児等の扶養義務者
- (2) 障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者
- (3) 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者

#### 3 施行期日等

- (1) 平成22年7月1日
- (2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。